



# 「405事業」と「Vアップ事業」の活用件数

経営改善計画策定支援(405事業)と早期経営改善計画策定支援(Vアップ)の両事業の活用件数とそれぞれへの税理士による支援が大幅に減っているようだ。1月13日に開催された「中小企業における事業再生支援のあり方検討会」に提出された資料によると、405事業は支援件数が最も多かった平成26年に5000件超あったものの、その後は低迷し、令和6年は約2000件となっている。また、Vアップ事業は件数が平成29年に約6000件あったが、令和6年は500件にまで減少しており、いずれも税理士による支援の減少が大きくなっている。

## Vアップ事業はピークの10分の1以下に

405事業、Vアップ事業はもともとにある事業者を、Vアップ事業とともに、土業等の認定経営革新等支援機関を活用し、事業者の経営改善計画等の策定を支援するもの。405事業は予算措置をした平成24年度補正予算で予算額が405億円だったことから、この通称となった。Vアップ事業は借入金等の返済負担等、財務上の問題を抱え、リスケ等の金融支援を必要とする事業者を、それぞれ対象としている。405事業の支援件数は平成26年に5223件あり、このうち6割超の3313件が税理士・税理士法人の支援(代表認定支援機関別によるもの)だった。しかし、令和6年は支援件数2037件のうち税理士・税理士法人の支援(同)によるものは315件で15%程度まで低下。この数年は、個人コンサル・民間コンサルディング会社の支援によるものが約半数を占める。Vアップ事業は代表認定支援機関別の支援件数が示されていないが、全体の件数がピークの10分の1以下となっており、「特に税理士の減少が顕著」だとしている。同検討会では、近年の土業が関わる事業再生は、リスケ主体から、抜本再生・スポンサー

# 法基通を一部改正、4月から適用

## グローバル・ミニマム課税対応で

国税庁は1月30日、法人税基本通達の一部改正について(法令解釈通達)を公表した。令和7年度税制改正で一部ルールが法制化されたグローバル・ミニマム課税に対応したものの。8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用する。グローバル・ミニマム課税を構成する3つのルールのうち各対象会計年度の国際最低課税

税残余额に対する法人税と各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の二つの制度は2021年12月と2022年3月にOECDのD/G20「BEPS包括的枠組み」で承認されたモデルルールおよびそのコメントのほかに、これらを補足するために、順次公表された「執行ガイダンス」等に則って法制化を行っているが、各国または地域がグローバル・ミニマム課税を導入する場合、これらモデルルール等が意図する結果と整合する形で導入、実施をすることとされており、モデルルール等に沿った運用が求められている。こうした背景から、今回の法基通の改正も、その法令解釈についてはモデルルール等の趣旨を十分に踏まえて行われているとして

12月の税収 (単位:百万円)

税目	12月分 (前年比)	12月末累計 (前年比)	
所得税	源泉分	1,498,621 (111.5%)	13,176,355 (138.0%)
	申告分	63,263 (107.1%)	1,234,130 (103.8%)
	計	1,561,884 (111.3%)	14,410,485 (134.2%)
法人税	347,335 (112.1%)	8,816,424 (121.5%)	
相続税	352,245 (101.8%)	2,224,945 (108.6%)	
消費税	1,528,993 (100.0%)	12,000,169 (102.6%)	
酒税	80,509 (81.5%)	630,130 (88.9%)	
その他	539,643 (101.6%)	4,168,553 (99.4%)	
一般会計分	4,410,609 (104.6%)	42,250,706 (115.3%)	

おり、諸外国の税制や会計制度は、まちまちであることから一義的な取扱いを定めることができないようなケースは、例示をすることで定めている。したがって、通達中に例示がない、通達に定められていない等の理由で法令の規定の趣旨、制度の導入の背景等に即しない解釈に陥ることのないよう留意が必要だとしている。

補正後予算額80兆6980億円に対する進捗割合は52.4%となっている。税目別にみると、11月支給分の給与が中心の源泉徴収分は、前月と同様に昨年施行された定額減税の影響がはく落したことで、賃上げを背景として給与税収が増えたことなどにより同11.5%増の1兆4986億円と増

型再生支援の割合が増え、案件の難易度が上昇傾向にある一方、再生支援の担い手が固定化しており、特に地方での専門家不足や若手人材の確保・育成が課題だとしている。また、対応コストに見合う収入が見込みにくく、参入するメリットがない等の指摘もあり、こうした課題の解決に向けて同検討会で議論が進められている。

## 7年分路線価正誤表を公表

東京都墨田区

国税庁は4日、令和7年分路線価図等の正誤表を公表した。路線価が修正された地区は、東京国税局管内の




令和8年度税制改正大綱では、賃上げ促進税制の大企業向け措置について、適用期限を待たずに廃止するとして、租税特別措置の見直しについては議論されていたが、いわゆるガソリン暫定税率の廃止に伴う代替財源として浮上した感があり、唐突な印象は否めない★国税のスマホアプリ納付において、今年の1月4日から、Amazon Payが利用できなくなっている。決済サービス自体が終了したわけではなく、理由等は特に示されていない。スマホアプリ納付では昨年2月、アクセス方法がe-Tax経由に集約化されていた★制度やサービスが突然終了することは多々ある。税制に限らず、「従来どおり続く」ということを前提にせず、常に最新情報に目を配り、変化を早く知ることが重要な対応策といえそうだ。(丁)


いつの時代にも  
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業  
**吉村建設工業株式会社**  
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135  
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359  
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



**土井忠ば漬本舗**  
【本社】  
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41  
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317  
URL https://www.doishibazuke.co.jp/  
《直営店》  
大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店



電炊きまてごはん **土井**  
大原本店・京都駅八条口店・祇園店  
SUINA室町店  
どい DOI PLUS ONE KYOTO

パスワード of AWES Clean  
(空気) Air  
(水) Water  
(熱) Energy  
(土) Soil



イクイップメントのサポート商社  
**昭栄**  
株式会社

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

8年度与党大綱の基本的考え方で示された主な検討項目

Table with 2 columns: 検討項目 (Item) and 基本的考え方 (Basic Consideration). Items include: 租税特別措置の適用企業名の公表, 国外居住親族に係る扶養控除等, 高校生年代の扶養控除, 住宅ローン控除, ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置, 賃上げ促進税制, 租税特別措置(特定の税額控除規定)の不適用措置, 交際費課税, 法人版事業承継税制(特例措置)等, 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置, 国際観光旅客税, 地方法人課税, 固定資産税.

8年度与党大綱の基本的考え方においては、損金不算入と円以下に引き上げた。本格的な検討項目は表のとおり。

与党大綱で示された今後の税制改正の方向性

交際費課税は9年度改正で見直しを検討

租特の適用企業名公表は早期に具体化

与党の税制改正大綱の基本的考え方には、改正の概要や考え方のほか、今後の税制改正の方向性となる、検討項目も示されている。令和8年度与党大綱では、交際費課税について、冗費や濫費の抑制といった交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、9年度税制改正において見直しを検討するとしていた。

交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、適用期限の到来にあわせて9年度税制改正において見直しを検討するとしていた。租税特別措置の適用実態調査は、報告書において、法人税関係の租税特別措置について、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等が公表されている。

消費税 非課税対象見直しでパブコメ 厚生労働省は1月31日、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件について意見募集(パブリックコメント)を開始した。

【辞職】 熊本国税局総務部付 栗脇 秀人

税の特例措置の適用企業名が公表される仕組みが整備されている例があることを踏まえ、一層の透明化を図る観点から、適用企業名の公表について、早期に具体化を図る必要がある。企業の経営戦略に与える影響や、企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、9年度税制改正において結論を得るとした。

昭和日本木材株式会社 本社: 東川町西町10丁目1番3号 (0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

小田島商事株式会社 代表取締役社長 小田島 隆 本社 / 〒025-0311 花巻市卸町6番地 TEL 0198(26)4151

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。 株式会社 小山商会 代表取締役 小山 喜雄

# 過去最多のCRS情報を受領

## 6事務年度租税条約に基づく情報交換

国税庁はこのほど、令和6事務年度の租税条約に基づく情報交換実績をまとめた。租税条約等に基づく情報交換は、「自動的情報交換」「自発的情報交換」「要請に基づく情報交換」の3つがある。

1点目の「自動的情報交換」は、非居住者のCRS情報について、84カ国・地域の外国租税当局に32万8034件(同35・8%増)、口座残高約8兆1000億円(同44・6%増)を提示した。

2点目の外国租税当局が調査等の際に入手した有益な情報を同庁に自発的に提供した件数は、前年度の2・3倍の1781件、同庁から外国租税当局に提供した件数は66件(同25・0%減)だった。

次に、国内の租税調査のみでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要に応じて同庁から外国租税当局に行った「要請に基づく情報交換」の要請件数は、前年度より2322件少ない505件と減少した。

505件を地域別に見ると、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が380件と全体の75%を占め、北米・中南米が72件、欧州・中東・アフリカが23件だった。

このほか、同庁は国際的徴収回避に適切に対応するため、滞納者の資産が租税条約の締約国にある場合、相手国の租税当局へ徴収を要請することができる。徴収共助制度を活用し、6事務年度に徴収した件数は7件だった。6事務年度の情報交換の活用例は次の通り(電子版では、他の事例も掲載しております)。

CRS情報の交換状況  
(単位：口座数、カッコ内は国・地域数)

	受領	提供
令和5事務年度	2,455,288 (93)	510,782 (80)
令和6事務年度	2,745,374 (101)	328,034 (84)
アジア・大洋州	1,858,808 (19)	231,484 (14)
北米・中南米	106,131 (24)	28,287 (19)
欧州・N I S諸国	320,968 (44)	63,608 (42)
中東・アフリカ	459,467 (14)	4,655 (9)

【受領したCRS情報及び要請に基づく情報交換の活用例(東京局管内・個人)】  
X国より受領したCRS情報から、会社員AがX国内に有している証券口座において、株式の配当等による収入を得ていることを把握したため、調査に着手。調査対象者は、口座を保有する事実を認められたものの、発生した所得の計算に必要な資料の提供依頼に応じなかったことから、X国税務当局に対して証券

口座の取引明細書などの情報提供要請を行った。  
X国税務当局から受領した情報に基づいて、配当所得の金額及び株式等に係る譲渡所得の金額を算定し、課税を行った。  
【要請に基づく情報交換の活用例(名古屋局管内・法人)】  
調査法人B社は、Y国法人H社からの製品仕入取引を損金として計上していた。H社からの仕入取引に係る事実関係について聴取し

たところ、当該仕入取引の存在を証明する書類の提示がなく、多額の取引を現金決済で行っていることが明らかとなった。Y国税務当局に対してH社の総勘定元帳及び取引に関する契約書等の情報提供要請を行った。  
Y国税務当局から受領した情報を検討した結果、実際には製品仕入の事実はなく、多額の仕入取引が架空計上されていた。

新租税条約を日比が実質合意  
財務省は4日、日本とフィリピンが現行の租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約、1980年発効、2008年一部改正)に代わる新条約について、実質合意に至ったと公表した。

新条約は、両国における課税範囲の明確化、国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止等のための規定を拡充・導入する。

# 着眼大局

≪107≫

昨年10月21日、日本初の女性総理の高市早苗内閣が発足した。高市内閣は経済政策として「積極財政、強い経済」を掲げている。令和8年度予算と一体として18・3兆円の7年度大型補正予算を編成、12月に成立させたが、物価高対応、危機管理・成長投資による強い経済、防衛力強化などを目標とし、財源には11・6兆円の国債を増発することとしている。年末には歳入歳出総額122・3兆

## 令和8年度予算について

円の8年度予算案を閣議決定したが、8年1月23日衆院解散、8年度予算案は国会未提出のままとなった。衆院選後、新たな閣議決定を経て国会に8年度予算案提出、審議されることとなるが、予算審議は3月とならざるを得ず、1〜2か月程度の暫定予算は避けられない状況にある。総理は補正予算執行の効果がその隙間を埋めるとしている。

年末に閣議決定された令和8年度予算案122・3兆円のフレームは、歳入は一般歳入70・1兆円(社会保障関係費39兆円、防衛力整備計画経費8・8兆円など)、

地方交付税交付金等20・8兆円、国債費31・2兆円、歳入は税収83・7兆円、国債29・5兆円などとなっている。  
一般歳入は、防衛力強化、診療報酬3・09%アップ、介護報酬2・03%アップ、福祉サービス報酬1・84%アップ、年金2%スライドアップ、高校無償化、給食無償化、GX・半導体予算増、農業構造転換集中対策増、外国人施策等・オーパーツ・リズム対策など関連施策充実、復旧・復興・防災対策などが強調されている。

歳入では、税収は消費税26・6兆円、所得税25・3兆円、法人税20・6兆円などで景気を反映して7年度比5・9兆円の増収、国債収入は29・5兆円、7年度比9・3兆円増(7年度は補正予算を含め40・3兆円)、国債依存度24・2%となる。

国債利払費は金利上昇により7年度比3兆円余増、巨額な国債残高の償還費も大きい。このトレンドは今後も続き、国債費が他の歳出を圧迫する。財政赤字への懸念から市場の圧力も強まろう。

わが国にとって財政赤字の縮減は最重要、喫緊の課題である。GDPの約2倍、欧米諸国に比べてGDP比で約2倍の水準の国債残高を抱えるわが国にとって財政赤字を減らしていく現実を示すことが、わが国の将来にとっても、国際信用においても大切である。

各党は選挙で消費税について、物価対策として食料品無税や消費税5%への引き下げなど消費税減税を掲げたが、消費税は社会保障の主要財源であり、物価対策で上下させるものではない。国民負担なき財政支出は存立し得ない。消費税減税は歳入削減を伴うことを国民は覚悟しなければならぬ。その選択を迫るのが政治の役割であろう。物価問題は引上げを押しやる動きが必要である。(匡)

本 店/宮崎県都城市中原町32街区1号  
TEL0986-25-7000 FAX0986-25-7006  
宮崎本社/宮崎県宮崎市大字本郷北方字高山2520-5  
TEL0985-50-7000  
日向支店/宮崎県日向市大字財光寺沖の原1037-2  
TEL0982-54-7000  
福岡支店/福岡県福岡市中央区高砂1丁目21番19号  
TEL092-521-0300  
東京支店/東京都千代田区神田須田町1-34 FIRST K・Kビル  
TEL03-3253-6701  
熊本営業所/熊本県熊本市保田窪1丁目10番42号  
TEL096-382-7867

誠実と確かな技術で地域社会に奉仕する

# 吉原建設株式会社

会長 吉原正和  
代表取締役社長 吉原政秀

本 店/宮崎県都城市中原町32街区1号  
TEL0986-25-7000 FAX0986-25-7006  
宮崎本社/宮崎県宮崎市大字本郷北方字高山2520-5  
TEL0985-50-7000  
日向支店/宮崎県日向市大字財光寺沖の原1037-2  
TEL0982-54-7000  
福岡支店/福岡県福岡市中央区高砂1丁目21番19号  
TEL092-521-0300  
東京支店/東京都千代田区神田須田町1-34 FIRST K・Kビル  
TEL03-3253-6701  
熊本営業所/熊本県熊本市保田窪1丁目10番42号  
TEL096-382-7867


高千穂牧場  
九州産の良質な牛乳を  
たっぷり使った  
風味豊かな商品です。



パイヤ  
乳ヨーグル  
パイヤ  
ヨーグル

“ 税のオピニオンリーダー  
それが経営者の団体  
「法人会」です ”

経営者自らの視野をひろげ社会の繁栄を目指すとき、健全な経営に役立つ税知識と経営力を身につけられるようお手伝いするのが「法人会」です。



公益社団法人 宮崎法人会  
会長 後藤 健治

【事務局】  
宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル3階  
TEL 0985(31)7880/FAX 0985(22)5472  
https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/miyazaki/

# 続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

78

「税制は政治なり」とは、よく言ったもので、昨年12月19日、難産の末に公表された「自由民主党・日本維新の会 令和8年度税制改正大綱」も、年明けの衆議院解散での運命も翻弄されることになった。

その大綱で取り上げられている「相続税等の財産評価の適正化」については、政治的に影響されるものでもないから、この適正化は円滑に実施されるものと考えられる。もっとも、次回以降に詳述するように、評論論(評価のあり方)としては、いくつかの問題点を指摘できることがある。

ともあれ、大綱では、貸付用不動産の評価の適正化について、次のように提言している。

「相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができる。

② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

ない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。」

このような貸付用不動産の評価の適正化を図る背景には、次のような実例があるという。まず、前記の①に関しては、被相続人が、相続開始約2年8月前に21億円の借入金で一棟賃貸マンションを取得したところ、相続開始時の通常評価額が約4億2000万円であった。相続税額が12億3000万円から4億4000万円に減額されることになった。

また、前記②の実例については、贈与者が、不動産販売会社から不動産小口化商品(信託受益権)を現金3000万円で購入し、これを子どもに贈与すると、通常評価額が4800万円になるので、3000万円に減額されることになった。3000万円に減額されることになった。49万円に減額できることになった。しかも、このような事例においては、受贈者である子どもは、その不動産小口化商品を取引元である不動産販売会社に対して親の取得価額である3000万円程度で転売できるというのであるから、2951万円の現金を無税で取得したことになる。

このような節税(租税回避)については、現行の財産評価基本通達(評価通達)の原則的評価やそれを補完するために設けられてきた個別通達では対応できないので、結局、評価通達6項(この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する)を適用せざるを得ないことになる。

しかしながら、最高裁判所として、初めて評価通達6項を適用した課税処分を違法と認めた最高裁令和4年4月19日判決に係る最高裁調査官の解説でも「6項の適用は納税者の予測可能性を害するので、個別通達の整備が望ましい」旨の指摘もあったので、国税当局としては、その指摘に対処したとも言える。このような評価の適正化は是とするにしても、この評価の適正化には次回から述べるような問題がある。

## 貸付用不動産の評価

### 家事関連費は区分できるかどうか鍵

### 自宅の作業場は按分方法の検討を

したらどうでしょう。当然ながら、それは認められない処理ということになります。例えば、1階部分が店舗、2階部分が住居というような店舗兼住宅であれば、業務の遂行上必要な部分を面積比などにより按分し、合理的に必要な経費を算出することが可能です。しかし、パソコンなどの事務作業が中心の業種の場合、自宅で業務を行っていたとしても、具体的にどの部分(部屋)が作業場なのかを特定しづらいほか、どこでも作業ができるのだとしたら、作業場兼自宅に係る費用の全額を必要経費に算入できるのでしょうか。このようなケースでは、たとえその作業場兼自宅で業務を行っているのだとしても、かかる費用を必要経費に算入することはできません。産婦人科医院の裁判例では、「事業用の建物内に事業主が居住し、家庭生活を営む場合、課税に際して右建物全体を事業用資産として扱うことは所得税法45条1項によって許されないものと解され、このことは、居住用の建物のみを有する者との比較において、十分合理性があるから、事業主が純然たる家庭生活を営む部分はもちろんのこと、そのほか一時的または臨時的に事業用に使用する部分であっても、その部分が主として事業主の家庭生活に使用される限り、事業用資産とはしえない。」旨示されています(大分地判昭60.4.24)。

以上のおおりの、業務の遂行上必要な部分を明らかに区分できないのであれば、それは必要経費に算入できない家事関連費ということになります。仮に、上記のような作業場兼自宅で業務を行っているのだとしたら、作業スペースを明確にするなどして、家事関連費の按分計算を試みてはいかがでしょうか。

## 必要経費を考える

所得税 基本講座

税理士 日高 大開

18

### 必要経費該当性の検討(2)

ある費用が、明らかに生活費と認められるのであれば、その費用は家事費に該当しますから、それは容易に事業主借勘定に振り分けられます。例えば、子供の学校の給食費が雑費に算入されていたとしても、それは意図的なものではなく不注意に基づくのが一般的ですから、これが必要経費であるとして争点化することはまずないでしょう。問題となるのは、家事関連費に当たる費用の振分けです。具体的には、①業務の遂行上必要な部分を区分せずに、その費用の全額を必要経費に算入するケース、②個人事業者が採用した区分の方法が合理的でない認められるケース、そして③家事費を家事関連費として処理し、その一部を必要経費に算入するケースの3つです。これらの視点に立って、必要経費該当性を検討すると、以下のとおりです。

(1) 家事関連費等であるにも関わらずその全額を必要経費して処理

家事関連費は、業務の遂行上必要な部分を明らかに区分できる場合は、その部分に相当する経費を必要経費算入することができます(所法45①一、所令96)。では、その明らかに区分できることを避け、その費用の全額を必要経費に算入していると

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

## 水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

宮崎ガスでんきも電気もお得!

宮崎ガスは 電気 始めました!

戸建・アパート・マンション・事務所を問わず どの家でもお申し込みできます

お問い合わせ先 宮崎ガス株式会社 電力事業部  
mg.denki@miyagigas.co.jp  
☎0985-39-3571

# 裁決事例集

274

## 裁決のポイント

当初から申告しないという確定的な意図の下にした、金員の取得行為および取得後の一連の行為は、隠蔽等に該当するとした事例。

請求人が、〇〇から〇〇した金員について、原処分庁が、当該金員は雑所得として課税の対象となり、また、請求人には、当該金員が自らの所得ではないかのように隠蔽または仮装した事実が認められるとして、所得税等の決定処分および重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、当該金員は、当該〇〇に対して〇〇として〇〇する旨の合意が成立しているため雑所得に係る総収入金額に算入すべきでないから、課税の対象となる所得は生じておらず、また、請求人には隠蔽または仮装の事実はないなどとして原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和7年4月22日付、公表裁決)。

## 事案の概要

請求人は、平成12年頃に本件勤務先法人に入社し、本件勤務先法人において〇〇として勤務するとともに、29年からは本件勤務先法人の関係法人である本件法人の〇〇を兼務していた。

請求人は、29年2月27日から令和5年9月6日までの間において、以下の方法により、〇〇から金員を〇〇し、〇〇により得た金員を〇〇に費消していた。

請求人は、〇〇によって取得した金員を請求人口座に〇〇した。

請求人は、〇〇を免れるため、本件法人の会計ソフトを操作し、本件法人が、架空の法人である本件架空法人に対し

編集部編

## 架空仕訳を入力したことなどは隠蔽または仮装でないと主張も、特段の行動をしたと主張認めず

て、製造消耗品費を支払ったとする架空の仕訳を入力し、その際、当該仕訳の摘要欄には「〇〇社」と記載していた(本件架空仕訳)。

請求人は、本件架空仕訳を基に、これに見合った架空の請求書および架空の納品書を作成し、架空の請求書には発行者として、また、架空の納品書には納品者として本件架空法人の社名等を記載するとともに、架空の請求書には、請求額の振込先として、本件架空法人名義の架空の銀行口座を記載した。

請求人によるこれらを本件〇〇等行為という。

請求人と本件法人は、5年12月22日、〇〇を原因として、請求人が〇〇に対する本件〇〇金(〇〇円)の〇〇について合意し、「合意書」と題する書面を作成した(横領等による返還・弁償等の合意書と思われる)。

争点は、本件〇〇等行為は、通則法第68条第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当するか否か。

## 請求人の主張

取得した金員を全て〇〇から、請求人口座に〇〇していること、また、本件法人の会計ソフトに本件架空仕訳を入力したことは、〇〇が〇〇しないようにするための行為であって、取得した金員に対する課税を免れるために行った行為ではない。

取得した金員は本件法人に〇〇しなければならぬので、申告をしないことを意図していたわけではないから、請求人によるこれらの行為は、通則法第68条第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」には該当しない。

## 審判所の判断

本件〇〇等行為は、そのいずれかが欠けることによって、請求人が〇〇から金員を〇〇した事実が容易に〇〇することとなるところ、請求人は、本件請求人口

座を利用して金員を〇〇し、〇〇した後において、本件架空仕訳の入力および本件架空請求書等の作成を行うことにより、金員を〇〇した事実が〇〇しないように事後措置を講じている。

このようなことからすれば、本件〇〇等行為の各行為は、本件法人による決算確定および確定申告に結び付き得る一連の行為として把握することが相当である。

請求人が本件法人の会計ソフトに本件架空仕訳を入力するなどの仮装行為を行ったのは、請求人が本件法人から金員を〇〇したため、これを隠蔽する必要が生じたためである。

しかし実際には、請求人は〇〇により本件法人から金員を〇〇し、請求人に所得が生じていることを併せ考えると、請求人は、自己の所得について申告しないとの確定的な意図に基づき、情を知らない第三者である本件法人を手足として利用し、請求人が入力した架空仕訳に基づき作成された内容虚偽の会計帳簿に基づき確定申告をさせることによって、〇〇の事実が〇〇しないようにするとともに、〇〇により得た所得についても申告しなかったといえる。

請求人は、単に自己の所得に関し納税申告書を提出しなかったというにとどまらず、当初から〇〇によって得た所得を申告しないという確定的な意図の下、本件法人という第三者に対して内容虚偽の会計処理等を行い、情を知らない本件法人を手足として利用して、課税機関に対する内容虚偽の確定申告をさせて、請求人の所得が発覚しないようにしたといえる。

これは、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき法定申告期限までに納税申告書を提出しなかったものであると評価できるから、本件法人による決算確定および確定申告に結び付き得る本件〇〇等行為は、通則法第68条第2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当すると認められる。

## 注目の二冊

### 所得税基本通達逐条解説 (令和8年版)

鈴木憲太郎/増尾裕之  
松下武史/川瀬智広 共編

所得税基本通達は、昭和45年7月に制定され、以来、所得税関係法令の改正等により数次にわたり改正されてきた。

本書は、前版以降の改正事項を織り込んだ最新版(令和7年11月27日改正までを織込み改訂)。

基本通達の全項目について趣旨や考え方を示し、実務上の留意点を設例、計算例等を用いて詳細に解り易く解説。

具体的には、課税所得の範囲、所得の帰属に関する通則などを盛り込んだ「第1編 総則」から始まり、必要経費等の計算、資産の評価及び償却費、所得控除、税額の計算、申告、納付及び還付などを盛り込んだ「第2編 居住者の納税義務」、非居住者の納税義務、法人の納税義務などを盛り込んだ「第3編 非居住者及び法人の納税義務」、利子所得及び配当所得に係る源泉徴収、給与所得に係る源泉徴収、退職所得に係る源泉徴収、報酬、料金等に係る源泉徴収、非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収などを盛り込んだ「第4編 源泉徴収」などで構成。

A5判、1392ページ。定価6050円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



精麦・精米・倉庫業(精麦部)  
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)  
出光昭和シェル特約店(石油部)  
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)  
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

## 阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号  
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678  
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263  
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875  
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137  
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603  
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144  
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678  
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

地域に拓き、貢献する

優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



## テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588  
TEL: 026-245-0121 (代表)



# 源泉所得税の不思議

■税理士 永田金司 ⑥

## 食事支給の使用者の月額負担額をめぐると不思議

所得税法上非課税とされる食事支給には、①職務の性質上必要な給付として無料で支給されるもので、法令上非課税とされるもの(例:船員食事)、②福利厚生の性格あるいは業務上の必要性などから取扱通達で課税扱いとしないとされているものがあります。

取扱通達によって課税しないとされているものには、③残業又は宿日直者に支給する食事の他に、④使用者の負

者が他から購入して支給する食事の場合は、その食事の購入価額に相当する金額とされています。

【不思議その1】月額3500円(改正後7500円)とは?

月額3500円(改正後7500円)ですが、国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源所得税関係)」のQ12⑤で、「毎月交付された食券の未使用分については、翌月以降に繰り越して使用することができる。また、食券の利用可能期間は、交付日から1年とする」とあり、回答で一定の制限を付した上で課税対象としないとしています。

おって、食券未使用分には、翌月以降も使用可能としたとしても、その繰越し使用した食券は、本来これを利用すべき月に使用したのものとして取り扱って差し支えないと答えています。さらに民間電子チケット発行業者の取り扱いマニュアルには、未使用電子チケットは退職後1年以内は使用可能と謳っ

## なぜ、使用者の負担超過すると基礎控除方式にならない?

担に一定額の限度額を設けているものがあります。

今回の不思議は、④の食事の負担額の取扱いについてです。なお、令和8年度税制改正大綱で食事支給の所得税非課税限度額が月額3500円から7500円への引き上げが盛り込まれています。

ここでは、「令和7年度源泉徴収のあらまし」(国税庁刊P25、26)を基に現行3500円による記述をしますと、①食事支給を受ける人の負担額 $\geq$ 食事の価額 $\times 1/2$

かつ、②月額単位で(食事の価額-食事支給を受ける人の負担額) $\leq 3500$ 円すなわち、月額での会社の負担が3500円以下で、かつ、食事の支給を受ける者が3500円以上負担している場合には現物給与課税はないこととなります。従って、会社の負担が月額3500円を超えると全額が給与所得とされること(所基通36-38の2)になります。

食事の評価は、①使用者が自己の食堂施設等において調理して支給する食事の場合は、その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額、②使用

ています。

いずれも食事をする人の負担に配慮した扱いですので異論はありません。1カ月負担額3500円(改正後7500円)の例外的取扱いと考えますが、通達本文に取り入れていないこと不思議です。

【不思議その2】食事提供の評価は?

食事提供に当たって、自己の食堂施設で調理することによるコストを削減するため、外部業者の出店(弁当提供)に変更する事例があります。食べる側からすると、どちらも食事の価値の評価は同じですが、現物給与での評価額は異なります。そこで、例えば、7割評価で3割は会社負担でも良いのではないかと思います。

【不思議その3】月額の負担額を超過?

食事の支給で、使用者負担額が月額3500円(改正後7500円)を超えると全額給与課税対象となる取扱いですが、そうしますと、福利厚生の観点からみると福利厚生の効果がゼロとなります。通勤手当等と同様に、基礎控除方式(超過した場合は超過額のみ現物給与課税)になっていないことが不思議です。

## 令和8年度 税制改正大綱を読む

■編集部編

6

### 個人所得課税③

#### 【住宅ローン減税の拡充】

住宅ローン減税について適用期限を令和12年入居分まで5年間延長をした上で、質の高い既存住宅で借入限度額の拡充や子育て上乗せ措置の対象の拡充を行う。

具体的には、8年以降に入居する場合、既存住宅のうち省エネ性能の高いもの

では借入限度額を引き上げるとともに、子育て世帯・若者夫婦世帯には借入限度額の上乗せ措置を講じる。他方、12年度以降、新築等が認められなくなる省エネ基準適合住宅は新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を引き下げ、新築住宅では10年以降、原則として制度の適用対象外とする。省エネ基準適合以上の既存住宅は控除期間を現行の

## 住宅ローン減税は5年間延長 子どもNISAを9年に創設

10年間から13年間に拡充する。また、これまで新築住宅にのみ認められてきた床面積要件を40平方メートル以上緩和する措置を既存住宅にも適用する。ただ、合計所得金額1000万円超の者および子育て世帯等への上乗せ措置の利用者は従来どおり50平方メートル以上となる。このほか、新たに立地要件を設け、10年以降入居分から土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域を指す土砂災害などの災害レドゾーンでの新築住宅

は制度の適用対象外(建替え、既存住宅、リフォームは適用対象)とする。【子どもNISAの創設】長期・安定的な投資を通じて大学進学等や成人後のライフイベントに必要な資金を蓄えられるように、現在は18歳以上に限定されているNISAのつみたて投資枠の年齢要件を9年から撤廃し、「子どもNISA」として年間投資枠と非課税保有限度額を設定する。年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とする。18歳以降になると、通常のNISAに自動

的に移行する。同じく18歳未満を対象とし、かつて存在していたジュニアNISAは原則18歳まで払出し不可だったが、子どもNISAは12歳以降に子の同意を得た場合は親権者等による払出しが可能となる。【教育資金一括贈与の非課税措置の終了】利用が低迷している一方、利用者が富裕層に偏っていることや教育費の無償化等の進展、NISAの拡充等を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置は適用期限(8年3月末)の延長を行わない。

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 2月15日(日)

前回の答え **66.9** %

1	6		9	3
	3		6	5
9			7	4
6		9		8
			A	
7	B		4	2
6	5			8
8		4		2
5	3		4	1

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度の査察における告発1件当たりの脱税額になります。

答え =  ,  00 万円

ナンプレの予想難易度 : 8

## TAX ナンバープレイス



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23  
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

なんでも相談していただける  
金融機関を目指してまいります

## いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号  
TEL (0586) 75-6201



# 租推協が「公務員EXPO」を初開催

## 印旛郡市 成田署はじめ13団体が参加

千葉・印旛郡市租税教育推進協議会(会長 山本成成)が、成田署(長)をはじめ、イオンモール成田やなりくろ広場「みんなのたのめの仕事(公務員の仕事)EXPO」を開催した。同イベントは、統一テーマ「みんなの暮らしを支える公務員の仕事」の下、将来を担う子どもたちやその保護者に対し、公務員が社会で果たす役割をわかりやすく紹介することを目的としたもので、初開催となる。

当日は、成田署をはじめ、東京航空局成田空港事務所、成田市消防本部など計13の公的機関が参加し、省庁の枠を超えて連携しながら来場者に「公務員の仕事」を紹介。

会場では、各機関が趣向を凝らしたブースを設け、業務紹介や仕事体験を実施したほか、来場者からのさまざまな質問に丁寧に対応した。



加えて、会場内を巡りながらスタンプを集める「スタンプラリー」も行われ、子どもたちが楽しみながらブースをめぐることが多く見られた。

また、全員参加型の「Kahoot!クイズ大会」では、公務員の仕事に関する問題を出題し、来場者がゲーム感覚で職務への理解を深める機会となった。

### キャプタが 発足式を開催

#### 高松署など

キャッシュレス推進高松ワーキング・グループ(通称CaPTa)がこのほど、「キャッシュレス納付推進プロジェクト発足式」を高松署において開催した。写真。

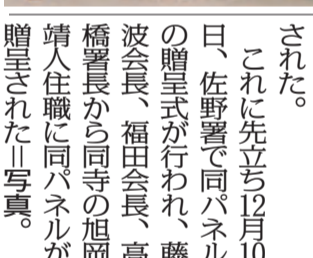


CaPTaの構成員である高松署、香川県、高松市、百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、四国税理士会高松支部、公益社団法人高松市に加入し、香川県内の税務署、市町、金融機関も連携し、「キャッシュレス納付率日本一」を目標に、様々な施策を実施し、キャッシュレス納付率向上に取り組むこととした。

### 厄よけ大師に パネルを掲示

#### 佐野署など

栃木・正しい申告と納税推進都市協議会(藤波一博会長)、佐野署管内納税貯蓄組合連合会(福田紳一)と佐野署(高橋敏道署長)が作成したキャッシュレス納付広報用パネルとポスターを同日、制作した香川短期大学の学生と担当教授に対し表彰状が授与された。



このほど、佐野厄よけ大師(春日岡山惣宗官寺)の境内に掲示された。これに先立ち12月10日、佐野署で同パネルの贈呈式が行われ、藤波会長、福田会長、高橋署長から同寺の旭岡靖人住職に同パネルが贈呈された。写真。

### 段林次長ら招き 作文表彰式開く

#### 豊能納税連署

大阪・豊能納税貯蓄組合連合会(鶴原英生会長)と豊能税務署(松川善彦署長)はこのほど、豊中市のホテルアイポリにおいて、大阪府知事賞を受賞した豊中市立第十二中学校の初鹿咲耶さんら受賞者に賞状を手渡した。写真。



段林徴収部次長は「中学生・高校生の皆様、租税の意義や役割を理解し、社会について考えてくださっていることに大変心強いと感じた」と祝辞を述べた。

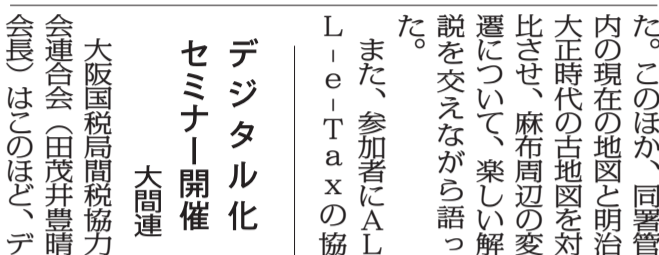
最後に中学生の部では初鹿さん、高校生部では公益社団法人豊能納税協会会長賞を受賞した履正社高校の田村柚乃さんが作品を朗読し、出席者から大きな拍手を受けた。

### 麻布周辺の交差を 佐野署長が解説

#### 麻布署管内の弥生会

東京・麻布税務署管内の古美術商の組合である弥生会(熊沢正幸会長)はこのほど、霞会館で税務研修会を開催した。写真。

研修会では、麻布税務署の佐野忠史署長が「これまでを振り返って」をテーマに講演。国税庁と東京国税局の情報システム開発に長年携わってきた佐野署長は、KSK(国税総合管理)システム、e-Tax、法人番号管理システム、免税販売管理システムなどこれまで手掛けてきたシステムについて説明した。



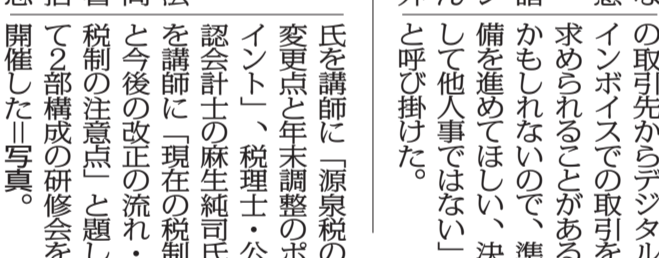
このほか、同署管内の現在の地図と明治大正時代の古地図を対比させ、麻布周辺の変遷について、楽しい解説を交えながら語った。

また、参加者にALL e-Taxの協力をテーマに講演した。

### デジタル化 セミナー開催

#### 大間連

大阪国税局間税協力会連合会(田茂井豊晴会長)はこのほど、デジタルインボイスについて日本と諸外国の現状についての説明の後、NECネクサソリューションズ株式会社の津田裕弥氏とサントリアビネスシステム株式会社の伊藤正人氏も参加し、対談の中でその「ベネフィット」と導



入に当たっての課題などについて、活発な意見交換がなされた。

加藤企画は、「諸外国ではデジタルインボイスの義務化が進んでおり、皆さんも海外の取引先からデジタルインボイスでの取引を求められることがあるかもしれないので、準備を進めてほしい、決して他人事ではない」と呼び掛けた。

### 豊平5支部が 合同で研修会

#### 札幌南法人会

公益社団法人札幌南法人会豊平5支部は合同で昨年、札幌南税務署で2部構成の研修会を開催した。写真。

氏を講師に「源泉税の変更点と年末調整のポイント」、税理士・公認会計士の麻生純司氏を講師に「現在の税制と今後の改正の流れ」を講義した。研修会では、基礎控除等が改正され、年末調整で留意しなければならぬポイントを解説、今回の税制改正と今後改正に向かって検討されている点と法人が注視していきたい点などを学んだ。

**株式会社 マルエイ**  
代表取締役会長 澤田 栄一  
代表取締役社長 澤田 正  
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101  
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイプ製造販売、G.H.P冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、[カメラの水]宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス[ハッピーテラス]事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

**maruta**  
新しい物流サービスを創造していく  
service creation  
**丸太運輸株式会社**  
代表取締役社長 高村 重好

**マルタスカイワーク**  
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。  
〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号  
TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地  
TEL: 052-611-1151

**Best New Machine**  
**最高の新戦力。**  
どんどん三洋号が、面白くなる。

**SANYO**  
本社：名古屋市千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401